

赤穂市公共灯LED化事業 仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、赤穂市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「赤穂市公共灯LED化事業」（以下「本事業」という）に適用する。

2. 事業の目的

本事業は、本市が管理する公共灯について、LED化を図るための現状調査等を行い、公共灯のLED化を行うことを目的とする。また、LED化後においては今後10年間の維持管理を行うとともに、適正に維持管理するため、現行の公共灯管理システムの利活用前提に運用するものである。

3. 準拠法令等

本事業は、本仕様書及び下記の関係法令に基づき作成するものとし、本仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 赤穂市財務規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律第57号）
- (3) 赤穂市個人情報保護条例
- (4) その他赤穂市が定める規程及び関係法令及び諸法規等

4. 事業対象範囲

本事業の対象範囲は、赤穂市全域とする。

5. 履行期間

本事業における調査及び導入の履行期間は、契約日から令和2年12月28日までとする。

6. 技術者の要件

調査業務における技術者は、LED公共灯GISデータ整備の業務実績があり、技術士（建設部門 - 都市及び地方計画）かつ、空間情報総括監理技術者の資格を有する技術者を体制に配置すること。

7. 提出書類等

本事業における提出書類は次のとおりとし、発注者の承認を得なければならぬ。また、それらの変更も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 資格証明書及び業務実績を証明する資料
- (4) 請負代金内訳書及び工程表

- (5) J I S Q 2 7 0 0 1 及び J I S Q 1 5 0 0 1 認定証 (写)
- (6) その他、発注者の指示する書類

8. 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者から貸与できる資料は以下のものとする。

- (1) 照明灯配置資料 (紙資料及び位置情報等は G I S データ)
- (2) 都市計画図 データ (shape 形式)
- (3) その他必要資料

9. 資料及び成果品の取扱い

本事業において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

10. 現場の立ち入りおよび身分証明書等

受注者は作業の実施にあたり、発注者が交付する調査に必要な身分証明書を常時各調査員に携帯させなければならないものとする。

受注者は、他人の占有する土地に立入って調査する必要がある場合において、関係人の請求があれば、交付された身分証明書を提示し、親切に対応し、無益な摩擦や紛争をおこさぬようにしなければならないものとする。

作業のため通行禁止又は制限をしようとする時は、あらかじめ所轄警察署ならびに発注者と協議し、公衆に迷惑を及ぼさぬように、交通安全上十分な注意をしなければならないものとする。

11. 秘密保持

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、事業完了後も同様とする。

本事業は、個人情報を含む非常に秘匿性の高い情報を取り扱うため、受注者は J I S Q 2 7 0 0 1 (情報セキュリティマネジメントシステム) 及び J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク) の認証 (認定) を本事業の作業拠点と契約拠点 (兵庫県内) で取得した者または本事業実施までに取得することとする。なお、本事業の開始時に、資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

12. 検査

本事業の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な支持を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。成果品納入後といえども、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

1 3. 疑義

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

1 4. 事故等の処理、損害賠償

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

1 5. 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

【調査業務】

1. 業務概要

赤穂市内に設置している既存公共灯 6, 949 本を対象とする。

ただし、上記数量は、支柱により管理を行っているため、灯具の数量ではない。

(※令和2年3月18日現在)

業務概要

①現地調査	6, 949基
②照明灯管理台帳GISデータベースの作成	1式
③現行の照明灯管理システムへGISデータのセットアップ等	1式

2. 計画準備・資料収集整理

本事業を行うに先立ち、人員配置・必要機材・工程等を検討し、実施計画書を作成するものとする。また、必要となる資料を収集整理するものとし、事前に収集資料リストを作成するものとする。

3. 現地調査

公共灯位置図などの既存資料をもとに、現地調査を行うものとする。現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するとともに、現地の設置状況が判る写真を撮影するものとする。

※調査項目

照明種別、ワット数、電柱番号、公共灯管理番号、灯具設置高さ、その他必要な事項
なお、調査項目については、調査実施前に市監督職員と協議のうえ最終決定すること。

4. 調査対象公共灯の管理台帳データベースの作成等

公共灯を効率的に維持管理するため、位置情報と整合させた管理台帳GISデータベースを作成するものとする。作成した情報は、今後、現在運用中の公共灯管理システムで管理するため、作成するデータベースのデータ形式を汎用性の高いGISデータ形式「シェープ形式(shape)」とする。

また、本事業の中で現行の公共灯管理システムにGISデータのセットアップを実施することを前提に、本事業期間中の10年間当該システムが運用できる費用も含め提案すること。

5. 打合せ協議

着手時、中間(1回)成果品納品時1回の計3回打合せ協議を行うものとする。また、発注者受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。対策協議会と合わせて実施するなど効率的な協議実施に努めること。なお、打合せ内容については、受注者が打合せ協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

【導入業務】

1. 調査業務終了後、LED灯具への切り換えを実施する。また、LED灯具への切り換え完了から10年間のリース期間とする。

2. 事業内容

(1) 事業計画書の提出

調査業務結果を受け、本仕様を示す事業内容等に基づき、事業計画書を作成、提出する。

(2) LED公共灯導入に係る灯具選定

現地調査結果を基に、LED公共灯導入方針を検討する。既存公共灯の設置されている地域や設置状況等を踏まえ、必要とされる明るさを設定しLED化するべき公共灯の灯数を検討するものとする。

なお、灯具の仕様については、次の規格を参照すること。

- ①道路照明施設等設置基準・同解説(日本道路協会)
- ②JIL5004 公共施設用照明灯具(日本照明灯具工業会)
- ③SES E1901-4 防犯灯の照度基準(日本防犯設備協会)
- ④RBSS0004-3 LED防犯灯認定基準(日本防犯設備協会)
- ⑤RBSS0004-8 LED防犯灯認定基準 別冊(日本防犯設備協会)
- ⑥LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)(国土交通省)
- ⑦光害対策ガイドライン(平成18年12月改定版)(環境省)

(3) デザイン灯等に関する設置仕様

公共灯のうち、デザイン灯等の特殊な灯具について、アタッチメントによる交換設置が不可能な場合、灯具を汎用品への代替が可能か検討し、本市と協議の上、可能な限り汎用品への変更を行うものとする。

また、その場合でも、照度等の低下がないようにすること。

なお、本市ではデザイン灯等特殊な灯具について数量等の把握をしていない状況である。

(4) LED照明器具への切換え

前項の事業計画書に基づき、公共灯をリース方式によりLED灯具に切替えること。灯具については、監督員と協議のうえ、決定すること。

(5) 撤去した灯具等の処分

撤去した照明灯具及び付属品は、関係法令に基づき、受注者が責任をもって処分するものとする。

(6) リース契約について

10年間のリース契約を締結するものとする。本契約には、関西電力への手続き及び、10年間の維持管理（修繕対応、緊急時の対応含む）を行うものとする。

(5) リース契約について

本事業により導入したLED照明については、リース期間終了後、市にその所有権を無償譲渡すること。その際、譲渡に係る費用が発生した場合は、受託者が負担すること。

【その他】

- (1) 本事業に係る安全衛生対策については、関係法令を順守し、作業の安全及び環境に配慮すること。
- (2) 本業務期間中に発生した事故等の対応は、受託者の責任において対処すること。
- (3) リース期間中の保守点検費は、当該業務に含むものとする。
- (4) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議のうえ、決定するものとする。